

個人向け感染症対策下における共用部屋利用に関する規則

1. 共用利用が可能な学生等

(利用可能な学生等)

教養学部の指針に則り、東京大学の構成員のみとする

2. 禁止事項

自宅において可能な活動を主目的とした活動は禁止とする

この規則、ガイドラインを遵守しない活動は禁止とする

複数人での利用は禁止とする

3. 申請書

(申請書)

共用部屋利用を希望する学生は学生会館委員会の定める申請書を委員会に提出し、許可を得ることで部室利用ができる。また、申請書は利用日毎の提出を必要とする。

4. 利用状況・感染拡大の状況による活動の停止

この規則・ガイドラインが守られていないなど利用状況により学生会館運営委員会または運営委員によりこの措置を一部又は全部停止させることができる

感染拡大の状況や大学からの要請により学生会館委員会の決定で制限緩和が停止させることができる

5. 感染者発生による活動の停止

共用部屋利用に伴い感染者が発生した場合はその共用部屋の存在するフロアの共用部屋利用を1週間停止する。

その1週間で接触者において感染拡大が認められない場合はフロアの利用停止を解除する。

その1週間で接触者において感染拡大が認められる場合は学生会館委員会・教養学部で原因を調査し、対策が図られるまで全体の緩和を停止する。

個人向け感染症対策下における利用に関するガイドライン

1. 共用部屋及び部室(備品の取り出し時)における感染症対策

- ・可能な限りマスクの着用を行う
- ・食事を行わない
- ・共用部屋の使用後はマニュアルに沿って消毒を行う
- ・30分に一度は換気を行う
- ・手指用の消毒液に関しては各自用意する
- ・活動前後のコンパなどは控える

2. その他の感染症対策

- ・利用の前後1週間は検温を行い記録する
- ・検温において「37.5度以上が1日」又は「平熱より高い体温が3日以上続く」場合、利用しない
- ・保健所により濃厚接触者とされた者は陰性が確認されるまで利用しない
- ・健康に不安がある場合、感染が疑われる人との接触があった場合は利用しない
- ・感染者の行動追跡のために、場所ごとに貼られた二次元コードから利用した場所の時間を登録する
- ・各活動分野において推奨されている感染症対策を遵守する
- ・東京大学の課外活動再開にむけての方針 (<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/general/policy-about-restart-of-activities.html>) と教養学部長発表の課外活動再開にあたっての注意 (https://www.c.u-tokyo.ac.jp/COVID19_20200731.pdf) を遵守する
- ・COCOA および MOCHA を特段の事情がない限りインストールする

消毒に関するマニュアル

消毒の方法

(エタノールの場合)

ペーパータオルなどに薬液を染み込ませて拭き、自然乾燥させる
濡れている場合には水分を拭き取った後に行う

(次亜塩素酸ナトリウムの場合)

上に加えて、10分後に金属部分には水拭きを行う

(注意事項)

スプレーすることはウイルスを飛散させる、薬剤が体内に侵入する場合がありますので行わない

消毒を行う場所

- ・使用したもの（譜面台、椅子、机）
- ・電気のスイッチ
- ・窓の鍵
- ・ドアノブ
- ・よく手が触れる場所
- ・各個人特有の必要と考えられる場所

(注意事項)

ピアノ、電子オルガン、エレクトーンには消毒をしない
上の三点を使う際には利用前と後に手洗いと手指の消毒を行う